

旧市村記念体育館改修その他建築工事について、特定建設共同企業体（以下「共同企業体」という。）による総合評価一般競争入札を行いますので、入札参加資格申請の受付の期間及び方法を次のとおり公告します。

この工事は、施工体制確認型総合評価落札方式標準型を適用します。

また、この工事は、建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事です。

令和5年7月25日

佐賀県知事 山口 祥 義

1 工事概要

(1) 工事名 旧市村記念体育館改修その他建築工事

(2) 工事場所 佐賀市

(3) 工事内容

ア 旧市村記念体育館改修その他建築工事一式

イ 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地下1階地上4階建て 約5,200平方メートル

ウ 鉄骨トラス金属屋根への架け替え、利活用に伴う内部増床他

(4) 工期 契約の日から780日間

(5) 予定価格 事後において公表する。

2 入札参加資格に関する事項

(1) 共同企業体の構成員の資格要件

ア 全ての構成員は、次の資格要件を満たすものとする。

(ア) 佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則（昭和28年佐賀県規則第21号）第2条第2項の規定により、建築一式工事の競争入札参加資格の決定を受けていること。

- (イ) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の規定により建築一式工事に係る特定建設業の許可を有していること。
- (ロ) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (エ) 入札参加資格確認申請書の提出期限日から開札の日までの間に、当該入札に係る建設工事の種類に対応する経営事項審査の有効期間が満了するものでないこと。
- (オ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、佐賀県知事が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。
- (カ) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、佐賀県知事が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。
- (キ) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (ク) 本工事に係る設計業務等の受託者（当該受託者が建設関連共同企業体である場合にあっては、当該共同企業体の代表者を含む全ての構成員をいう。）又は当該受託者と資本、人事面若しくは技術面において関連がある者でないこと。
- (ケ) 本工事の他の入札参加資格確認申請者の構成員と資本又は人事面

において強い関連がある者でないこと。

(コ) 自己又は自社の役員等が次のいずれにも該当する者でないこと及び次の a から g までに掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

a 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

b 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

c 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

d 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

e 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

f 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

g 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(ク) 他の共同企業体の構成員でないこと。

イ 代表者は、次の資格要件を満たすものとする。

(ア) 経営事項審査における直近の、かつ、有効な建築一式工事に係る総合評定値（以下「総合評定値」という。）が1,200点以上であること。

(イ) 鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物（鉄骨造又は鉄骨鉄

筋コンクリート造の建築物には、屋根が鉄骨造で、それ以外の部分が鉄筋コンクリート造の場合も含む。) で、1棟の延べ面積が2,500平方メートル以上の屋内スポーツ施設の新築、改築、増築に係る建築一式工事(民間工事を含み、共同企業体の構成員にあつては、出資比率が20パーセント以上のものに限る。ただし、特定建設工事共同企業体の構成員(代表者を含む。)が4者の場合は、「出資比率が20%以上」とあるのは、「出資比率が15%以上」と読み替える。)について、平成20年4月1日から公告日までの間に元請として竣工した実績を有すること。ただし、改築又は増築の場合は、当該改築又は増築した部分の延べ面積が2,500㎡以上の屋内スポーツ施設である場合に限る。

なお、屋内スポーツ施設とは、体育館等でスポーツを実施するアリーナ(競技場、闘技場又は水泳場等でスタンド(傾斜がある階段状の観客席をいう。)があるものをいう。)部分を有する建築物をいう。

(ウ) 建築物の新築、改築、増築に係る建築一式工(民間工事を含み、共同企業体の構成員にあつては、出資比率が20パーセント以上のものに限る。ただし、特定建設工事共同企業体の構成員(代表者を含む。)が4者の場合は、「出資比率が20%以上」とあるのは、「出資比率が15%以上」と読み替える。)について、平成20年4月1日から公告日までの間に元請として竣工した施工経験を有する技術者を監理技術者として専任で配置できるものであること。

ウ 構成員1は、次の資格要件を満たすものとする。

(ア) 総合評定値が900点以上であること。

(イ) 鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物(鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物には、屋根が鉄骨造で、それ以外の部分

が鉄筋コンクリート造の場合も含む。) で、1棟の延べ面積が1,000平方メートル以上の公共建築物の新築、改築、増築に係る建築一式工事（共同住宅を除き、共同企業体の構成員にあっては、出資比率が20パーセント以上のものに限る。ただし、特定建設工事共同企業体の構成員（代表者を含む。）が4者の場合は、「出資比率が20%以上」とあるのは、「出資比率が15%以上」と読み替える。）について、平成20年4月1日から公告日までの間に元請として竣工した実績を有すること。ただし、改築又は増築の場合は、当該改築又は増築した部分の延べ面積が1,000平方メートル以上の公共建築物である場合に限る。

なお、公共建築物とは、次のいずれかの機関が発注した工事により建設された建築物とする。

- a 国、地方公共団体又は公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第1項に定める特殊法人等
 - b 医療法（昭和23年法律第205号）第31条に定める公的医療機関
 - c 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第68条第1項に規定する公立大学法人
- (ウ) 建築物の新築、改築、増築に係る建築一式工事（民間工事を含み、共同企業体の構成員にあっては、出資比率が20パーセント以上のものに限る。ただし、特定建設工事共同企業体の構成員（代表者を含む。）が4者の場合は、「出資比率が20%以上」とあるのは、「出資比率が15%以上」と読み替える。）について、平成20年4月1日から公告日までの間に元請として竣工した施工経験を有する技術者を主任

(監理) 技術者として専任で配置できるものであること。

エ 構成員 2 は、次の資格要件を満たすものとする。

(ア) 総合評定値が 900 点以上であること。

(イ) 鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の公共建築物（鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物には、屋根が鉄骨造で、それ以外の部分が鉄筋コンクリート造の場合も含む。）の新築、改築、増築に係る建築一式工事（共同住宅を除き、共同企業体の構成員にあつては、出資比率が 20 パーセント以上のものに限る。ただし、特定建設工事共同企業体の構成員（代表者を含む。）が 4 者の場合は、「出資比率が 20%以上」とあるのは、「出資比率が 15%以上」と読み替える。）について、平成 20 年 4 月 1 日から公告日までの間に元請として竣工した実績を有すること。

(ウ) 建築物の新築、改築、増築に係る建築一式工事（民間工事を含み、共同企業体の構成員にあつては、出資比率が 20 パーセント以上のものに限る。ただし、特定建設工事共同企業体の構成員（代表者を含む。）が 4 者の場合は、「出資比率が 20%以上」とあるのは、「出資比率が 15%以上」と読み替える。）について、平成 20 年 4 月 1 日から公告日までの間に元請として竣工した施工経験を有する技術者を主任（監理）技術者として専任で配置できるものであること。

(2) 構成員の数

3 者とする。

(3) 出資比率

全ての構成員の出資比率が 20 パーセント以上であること。

(4) 代表者の要件

ア 出資比率が構成員中最大であること。

イ 建設業法に規定する特定建設業の許可を有して営業する年数が5年以上の者であること。

(5) 存続期限

ア 本工事の契約の相手方となった者

本工事に係る請負契約の履行完了後3か月を経過した日まで

イ 本工事の契約の相手方とならなかった者

本工事に係る契約の相手方が確定した日まで

3 入札参加資格確認申請書及び提出書類

(1) 入札参加資格確認申請書

(2) 共同企業体協定書

(3) 共同企業体編成表

(4) 同種工事の施工実績調書及び事実を証する書類

(5) 配置予定技術者調書及び経験を証する書類

(6) 総合評定値調書及び経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し又は総合評定値を証する書類

(7) 総合評価落札方式に伴う提出資料作成要領による提出資料

4 入札参加資格確認申請書及び提出書類の受付期間、受付場所等

入札参加資格確認申請書は佐賀県電子入札システムに登録（提出）し、提出書類は(2)の受付場所に持参するものとする。

(1) 受付期間

令和5年7月26日（水）から令和5年8月10日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

(2) 受付場所

郵便番号 840-8570

佐賀市城内一丁目1番59号

入札・検査センター（新館8階）

電話番号 0952-25-7471

5 入札書提出期間並びに開札の日時及び場所

(1) 入札書提出期間

令和5年10月6日（金）から同月10日（火）まで（土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から正午まで

(2) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和5年10月12日（木）午前10時00分

イ 場所 入札・検査センター（新館8階）

(3) その他

ア 紙入札を行う者の入札書は、開札時に入札執行者が紙の入札書を開封し、その内容を電子入札システムに登録した後に、登録済みの他の入札と併せて電子入札システムによる開札を行う。

イ 入札参加者全員の入札が予定価格を上回り、落札となるべき入札がない場合は、2回まで再度入札を行う。再度入札となった場合は、開札後速やかにその旨を通知する。

ウ 再度入札における入札の受付期限は、別に通知する場合を除いて、対象となった入札の開札日の翌日（土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日である場合は、翌開庁日）の午前9時から正午までとし、受付期限後に直ちに開札を行う。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第104条の規定に基づく担保を供することによって入札保証金の納付に代えることができる。また、全ての構成員が、2の(1)のアの(ア)に掲げる入札参加資格（公告に定める業種に係る入札参加資格に限る。）を有している場合は、佐賀県財務規則第103条第3項第2号により入札保証金を免除する。

なお、入札保証に係る入札保証金の額は、請負代金額の100分の5以上とする。

イ 契約保証金

佐賀県財務規則第116条の規定に基づく担保を供することによって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

なお、契約保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の100分の10以上（佐賀県財務規則第106条第2項に規定する額（以下「低入札調査基準価格」という。）を下回る価格で契約を締結したときは、100分の30以上）とする。

(3) 落札者の決定方法等

ア 予定価格の制限の範囲内の価格で有効な入札をした者のうち、評価値が最も高い者を落札者とする。ただし、地方自治法施行令第167条の10の2第2項の規定により、評価値が最も高い者以外の者を落札者とすることがある。

イ 評価値が最も高い者が2人以上あるときは、電子入札システムの電子くじ（全ての者が電子入札システムを利用する場合に限る。）により、落札者となるべき者を定める（評価値は、小数点以下13桁目を切り捨

てた値とする。)

ウ 低入札調査基準価格を下回る入札をした者の評価値が最も高い場合は、落札者の決定を保留し、佐賀県建設工事施工体制確認型総合評価落札方式実施要領に規定する調査により評価値の確定を行う。当該調査の結果、低入札調査基準価格を上回る入札をした者の確定後の評価値が最も高い場合は、その者を落札者とする。

なお、当該調査の結果、低入札調査基準価格を下回る入札をした者の確定後の評価値が最も高い場合は、佐賀県建設工事低入札価格調査制度事務処理要領に規定する調査を行い、落札者を決定する。

エ 低入札調査基準価格を下回る価格で契約を行う場合は、佐賀県建設工事低入札価格調査制度事務処理要領に規定する監督・検査の強化及び工事完了後の実績確認等を実施する。

(4) 競争入札参加資格の決定を受けていない場合の提出書類

2の(1)のアの(ア)に掲げる佐賀県の競争入札参加資格の決定を受けていない者で入札参加を希望するものは、4の申請書を提出する以前に、競争入札参加資格の決定を受けていることと同等と認められるための審査に係る申請を行うこと。

なお、提出書類は別途公告附帯資料で定める。

競争入札参加資格の決定を受けていることと同等と認められることの審査に係る申請書の提出期限、提出場所及び提出方法については、次のとおりとする。

ア 提出期限

令和5年8月10日(木)午後4時

イ 提出場所

郵便番号 840-8570

佐賀市城内一丁目 1 番 59 号

入札・検査センター（新館 8 階）

ウ 提出方法

イの提出場所に持参し、又は郵送すること（郵送する場合は、書留郵便とし、令和 5 年 8 月 10 日（木）午後 4 時までに必着すること。）。

- (5) この調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 4 条に規定する特定調達契約である。

7 Summary

- (1) Subject matter of the contract: Renovation work of Former Ichimura Memorial Gymnasium.
- (2) Deadline for the submission of application forms for the Qualification : 4:00 pm, 10 August 2023.
- (3) Date and time for bidding: From Friday 6 October 2023 to Tuesday 10 October 2023(9:00 a.m. to 12:00 p.m.).
- (4) Date and time for the opening of bids : at 10:00 a.m. Thursday 12 October 2023.
- (5) Contact point for tender documentation: Architecture & Housing Division, Saga Prefectural Government, 1-1-59 Jonai Saga City Saga Prefecture 840-8570 Japan TEL 0952-25-7166